

特定の溝橋に係る定期点検について



《 共通事項 》

1. 特定の溝橋（ボックスカルバート）とは

- 溝橋：橋長 2m 以上かつ土被り 1m 未満のボックスカルバート
- 特定の条件

- ・ 鉄筋コンクリートからなる剛体ボックス構造で、かつ、ボックス構造内に支承や継手がなく、かつ、全面が土に囲われているという構造の特性を有する
- ・ 第三者がその内空に入る恐れがないとみなせる供用環境を有する

2. 定期点検の方法（浜松市橋梁点検要領 2.3「定期点検の方法」）

特定の溝橋の点検については、新たな変状が確認された場合などを除き、内空の打音・触診を省略することができる。

3. 定期点検の項目（浜松市橋梁点検要領 2.4「定期点検の項目」）

特定の溝橋の点検は以下の項目を標準とする。

表 特定の溝橋の標準的な点検項目

部位・部材区分		対象とする項目（損傷の種類）	
		コンクリート	その他
溝橋（ボックスカルバート） ※活荷重による影響が小さい剛性ボックス構造で、第三者被害の恐れがないもの	*頂版	⑥ひびわれ ⑪床版ひびわれ ⑰その他 ・鉄筋の露出・腐食 ・漏水・遊離石灰	
	*側壁 *底版 隔壁 その他	⑥ひびわれ ⑰その他 ・鉄筋の露出・腐食 ・漏水・遊離石灰	
翼壁			
周辺地盤			⑳不同沈下 ㉑吸い出し
その他	路上		㉒舗装の異常
	その他		

《 重点管理路線上の橋梁について 》

1. 対策区分の判定（浜松市橋梁点検要領 3.3.1「判定区分」）

定期点検では、橋梁の損傷状況を把握したうえで、構造上の部材区分あるいは部位毎、損傷種類毎の対策区分について、「付録・2「対策区分判定要領」、「特定の溝橋を満足する溝橋の定期点検に関する参考資料（平成 31 年 2 月国土交通省道路局国道・技術課）」を参考にして、判定を行う。

2. 定期点検結果の記録（浜松市橋梁点検要領 3.5「定期点検結果の記録」）

特定の溝橋については、特定の溝橋用の点検表記録様式で作成する。

なお、点検調書（その 1）から（その 11）は、浜松市橋梁点検要領の様式を使用し作成する。

《 その他の路線上の橋梁について 》

1. 定期点検結果の記録（浜松市橋梁点検要領 4.2「定期点検結果の記録」）

特定の溝橋については、特定の溝橋用の点検表記録様式で作成する。